別紙1

令和8年4月

# 成年後見制度利用支援事業報実施要領改正に係るＱ＆Ａ（案）

## 目次

Q1　今回の要領改正で何が変わるのか？ 2

Q2　「施設等」の整理についての具体的な内容は？ 2

Q3　今回の整理の考え方の基準は？ 2

Q4　「障がい者」の共同生活援助が「施設等」にならないのはなぜか？ 2

Q5　老人福祉法による短期入所施設を利用するとした場合、一律「施設等」の基準となるのか？3

Q6　「施設等」の整理に伴い、提出書類の変更はあるか？ 3

Q7　生活保護または中国残留邦人等支援給付を受給していない場合の収支報告について何か月分の報告が必要か？ 3

Q1 今回の要領改正で何が変わるのか？

答：第８条第５項に規定する「施設等」について整理を行ったものです。あわせて、添付書類を整理するとともに、様式に関して、これまで問い合わせ等の多かったものについて修正を行いました。

Q2「施設等」の整理についての具体的な内容は？

答：下記のとおり整理し、要領内に明記します。（朱書きを追記、下線部が今回の整理をおこなったものです）

（1）生活保護法にいう保護施設

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう指定障害者支援施設、指定療養介護事業所

（3）老人福祉法にいう老人福祉施設のうち老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は国立保養所

（4）介護保険法にいう介護保険施設（指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院）

（5）介護保険法にいう認知症対応型共同生活介護、介護予防型認知症対応型共同生活介護

（6）老人福祉法にいう有料老人ホーム

（7）高齢者の居住の安定確保に関する法律にいうサービス付き高齢者向け住宅

（8）医療法にいう医療提供施設

Q3 今回の整理の考え方の基準は？

答：今回の整理では、「老人福祉法」「介護保険法」「高齢者の居住の確保に関する法律」において、日常生活上必要な便宜の供与または世話や、状況把握や助言等が行われているため「施設等」と整理しています。

Q4「障がい者」の共同生活援助が「施設等」にならないのはなぜか？

答：「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」における共同生活援助は、主として夜間において、相談や日常生活上の援助を行うと規定されており、日中は在宅生活と同様であるため、今回の整理における「施設等」には含めていません。従来通り在宅扱いとします。

Q5 老人福祉法による短期入所施設を利用するとした場合、一律「施設等」の基準となるのか？

答：要領第8条第2項第２号のとおり、施設等に入所している期間とその他の期間が混在している場合は、施設等に入所している期間が半数以上の月は施設等の基準とします。

Q6 「施設等」の整理に伴い、提出書類の変更はあるか？

答：大きな変更はありませんが、これまでどおり、施設等への入所がある場合は、施設等への入所期間が分かる資料をご提出ください。なお、在宅の方で福岡市の住民基本登録状況で確認できない場合には、在宅での生活が分かる資料（アパートの賃貸契約書等）の提出をお願します。

Q7 生活保護または中国残留邦人等支援給付を受給していない場合の収支報告について何か月分の報告が必要か？

答：対象期間終期の直近3ヶ月が必要です。様式変更に伴い、様式内に留意事項を記載しています。